

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和6年10月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

こうふ歳時記プロモーション業務

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務内容

「こうふ歳時記プロモーション業務委託仕様書」のとおり

4 参加資格要件

本業務に参加できる者は、甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。（共同企業体としての参加は認めない。）
- (2) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 本業務に係る公募の日から契約締結日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。

- (8) 法人税、消費税及び地方消費税、市税の未納がないこと。
- (9) 令和元年度から令和5年度までに、国又は地方公共団体等が発注した類似業務を履行した実績を、元請けとして1件以上有していること。

5 手続等

- (1) こうふ歳時記プロモーション実施要項（以下「公募型プロポーザル実施要項」という。）、こうふ歳時記プロモーション業務仕様書を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市市長直轄組織市長室情報発信課（担当：青柳、諸角）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL：055-237-5314（直通）

FAX：055-237-0097

電子メール：kouhou@city.kofu.lg.jp